

トラック奈良

9

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和元年] **2019**

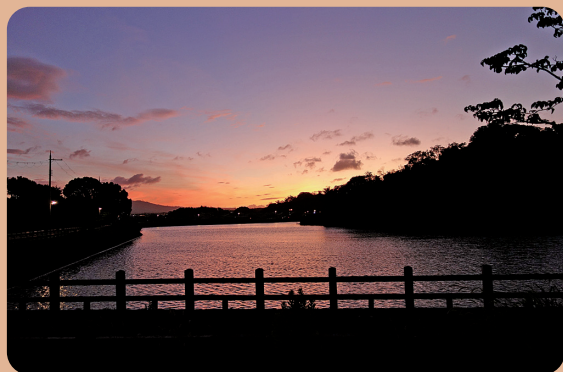
No.305



建設中の奈良コンベンションセンター



天の原 ふりさけ見れば
春日なる 三笠の山に
出でし月かも





▲十津川村 谷瀬の吊り橋

荒井正吾 奈良県知事に挨拶	2
第272回 理事会	3
総務委員会他 委員会報告	5
法令遵守セミナー	6
陸上貨物運送事業労働災害防止講習会	8
労務管理セミナー	10
避難情報は5段階で発令されます	11
災害対策啓発冊子を寄贈	12
横断歩道は歩行者優先	13
横断歩行者保護宣言の証・交付式	14
「横断歩行者保護宣言事業所」申込	15
第6回フォークリフト運転競技大会	16
公明党 山本かなえ参議院議員 熊野せいし参議院議員 来訪	18

■ 全ト協から	第106回 トラック運送業界の景況感(速報) 19
	軽油価格調査集計表(2019年6月) 23
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ 24
■ 事故対から	事故対からのお知らせ 26
■ 陸災防から	労働災害を防ぐためには 28
■ 奈ト協から	人事のお知らせ 30
	9月・10月の行事(予定)表 30
	KIT事業の案内 31
	適正化事業・巡回指導報告書 32
	事業用自動車事故事例No.48 33
	トラックの構造上の特性 34
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ 38
	災害対策啓発冊子を寄贈 巻末

荒井正吾 奈良県知事に挨拶

日：令和元年8月2日(金)

場所：奈良県知事室

塚本哲夫会長と清水益成、中 秀夫、森本禎男、萩原良介の各副会長は、荒井正吾奈良県知事に、協会が新体制になったことの挨拶をし、トラック業界の現況等について報告しました。



▲写真左から前野奈良県産業振興総合センター長、萩原副会長、塚本会長、荒井知事、清水副会長、中副会長、森本副会長、中川奈良県産業・雇用振興部長

第272回 理事会

日時：令和元年7月25日(木) 午後零時～

場所：奈良トラック会館 2階 会議室

理事総数 27名 出席 21名 欠席 6名



▲あいさつする塚本哲夫会長

今年度の方針について説明

冒頭、塚本哲夫会長は「5月の総会で会長を仰せつかり第1回目の理事会。今年度の方針については『輸送の安全最優先』

を旗印として3本の柱でやっていきたい。①交通安全事故防止、②環境への取組み、③災害時の緊急物資輸送。また人口減少と

労働力不足、罰則付きの残業時間上限規制等、課題は山積するが、会員目線で誠心誠意つとめていく。」とあいさつ。

議 事

審議事項は次の通りです

- (1) 常任委員会委員の選任(案)について ⇒ 承認
- (2) 天理総合運輸(株)の処分について ⇒ 天理署に道路交通法違反(無免許運転)で逮捕された同会員の行為は定款第10条に該当すると判断し、次の総会に除名処分を上程し、それまでは会員サービスを停止することについて承認。





報告事項は次の通りです

(1) 業務執行の状況報告について

県庁前での交通安全出発式で奈良県トラック協会長が「横断歩道は歩行者優先」の宣言をしたこと、環境キャンペーンの啓発活動を新聞広報したこと、産学連携学会に協賛したことなどを報告。

(2) 第24回全国トラック運送事業者大会について

開催日：10月2日（水）

場所：幕張メッセ国際会議場（千葉市）

(3) 委員会報告について

【交付金運営】

令和元年7月24日現在

・奈良県近代化基金融資推薦
5件 69,860千円

・中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦
1件 14,140千円

(4) 優秀運転者顕彰受章候補者（金・銀十字章）について

7月22日現在12社29名（金3名、銀26名）の候補者を受付したことを報告。

(5) 各種助成金の執行状況について報告。

(6) 協会の人事について

8月1日付で棚上太郎 業務課主任を業務課係長に昇格させることを報告。

(7) 会費の滞納について報告。

(8) その他

①改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分の施行について報告。

②貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行について報告。

③平成30年事業用自動車交通事故統計結果で、車籍別1万台あたりの死亡事故

件数が奈良県は7.6となり、全国ワースト1位となった。事故防止対策の一環として、8月31日にトラック重大事故防止対策セミナーを開催すること、「横断歩行者保護宣言事業所」の申込について説明。



▲横断歩行者保護宣言事業所の証

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長=塚本 **副会長**=清水・中・森本（禎）・萩原 **監事**=阪井・東口・壺井 **相談役**=吉村・森本（万）
専務理事=中林 **常務理事**=松村 **理事**=谷口・廣瀬・中西・巽・八木・中谷・辻本・西川（直）・竹長・森本（好）・西川（武）・山口（秀）・川端・山口（滋）

令和元年度 総務(第2回)、環境対策(第1回)、 災害時緊急対策(第1回)委員会報告 各委員会 委員長・副委員長が選出されました。

日時：令和元年7月25日(木) 午後1時40分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：総務委員会：塚本会長、中担当副会長、委員7名
環境対策委員会：萩原担当副会長、委員8名
災害時緊急対策委員会：委員10名

総務委員会

委員長 西川武志 氏【西川運輸倉庫(株)】



副委員長 吉岡正樹 氏【さくら商事(株)】



環境対策委員会

委員長 辻本健治 氏【中西運輸(株)】



災害時緊急対策委員会

委員長 西川直利 氏【(株)運】



令和元年度 法令遵守セミナー

日時：令和元年8月7日(水) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加：38社46名

トラック運送事業における運行管理業務が多岐にわたることから、関係行政機関の協力を得て、輸送の安全確保・交通事故防止・労働災害防止等の法令遵守について理解を深めるためのセミナーが行われました。6人の講師がそれぞれの専門的な立場から解説しました。



《県内の交通情勢及び交通安全対策について》

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐 工藤 敦氏

昨年と比べて交通事故の発生件数は減っているが、死者は増えている。交通事故による死者は40人台で下げ止まっているが、30人台にしたい。奈良県内では横断歩道で止まる車の割合は11.8%。乱横断する人も多いので歩行者への指導も必要では

あるが、車が横断歩道の前で止まれるようにしていきたい。また、全社員が横断歩行者の安全確保に取り組む事業所として、「横断歩行者保護宣言事業所」に参加する事業所を募集している。問い合わせは交通企画課、電話0742-23-0110（内線5053）。



▲奈良県警察本部 工藤 敦氏

《労働災害の動向と安全衛生管理について》

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官 稲垣 剛氏



▲奈良労働局 稲垣 剛氏

この10年間、労働災害は横ばい。全産業に占める道路運送業の割合は約1割。データとしての労働災害は業務上災害で4日

以上休業する場合の件数。3日以内の災害はデータがないので詳細は分からない。4日以上労働災害の中で、交通事故によるものは7%程度。全体の7割近く、67%が荷役作業中に起きている。そのうち墜落・転落によるものが3割、動作の反動等（捻挫や腰痛など）が2割弱。墜落・転落の76%はトラックの荷台からおちている。荷役作業中の事故防止対策として自

分の足元を確認して一步を踏み出すことが大事。この10年で18件の労働災害による死亡事故が発生しているが、そのうち7件が交通事故、6件が墜落・転落による事故。墜落による事故の場合、脳挫傷によるケースが多い。ヘルメットを着用し、あごひもを締めるということを徹底してほしい。

《時間外労働の上限規制適用を見据えた労務管理について》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 課長 喜瀬真太郎氏

働き方改革関連法は一定の強制力をもって長時間労働の是正を推進していく法律。運送業は令和6年3月まで上限規制の猶予期間があるが、施行時に法律を守れるよう、労働時間の削減を一緒に進めていきたい。少子高齢化と人口減少により労働者不足が深刻になってきている。そうした中でも魅力のある職場には人が集まる。厚生労働省で

は労働時間等の改善のためのマニュアルをホームページからダウンロードできるほか、好事例の動画を紹介している。こうしたツールを活用し、法律を守ることすなわち会社が生き残るための戦略として取り組んでほしい。働きやすい環境を整えるため、我々もサポートしていきたい。



▲奈良労働局 喜瀬真太郎氏

《貨物自動車運送事業法等の改正及びトラック事業者に対する監査・行政処分等の現況について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 伊藤弘樹氏
同 小篠祥幸氏



▲近畿運輸局 伊藤弘樹氏

令和6年度から時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要から所要の措置を講じることとなった。①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③

荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入が主な内容で、事業用自動車の定期的な点検・整備の実施や荷主の配慮義務を新設、荷主勧告制度の強化などが盛り込まれている。

休日労働の限度に関する違反が確認された場合の処分は厳しくなっている。奈良運輸支局管内の監査は平成30年度54件で今年度は7月末時点で23件。監査における指摘は過労防止等が多い傾向にある。また過積載による行政処分は減ってきており、平成30年度、県内では1件。監査の端緒は事故や違反、労働基準監督署からの通報があった場合に限ったわけではなく、長期

間未実施の事業所についてもありうる。

国土交通省では事故防止や安全対策などのマニュアルを作成しているほか、事故防止の取組みに活用できるようにメールマガジンを毎週配信している。国土交通省のホームページで配信登録をお願いしたい。



▲近畿運輸局 小篠祥幸氏

《低公害車普及促進対策補助金等について》

講師：近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 課長補佐 柏原博人氏



▲近畿運輸局 柏原博人氏

CNG優良ハイブリッドトラック導入、充電設備、超小

型モビリティ導入、低炭素型ディーゼルトラック導入、電気・大型CNGトラック導入について補助制度がある。自動車環境総合改善対策費助成の事業Ⅲはハイブリッドバス・トラック、天然ガスバス・トラックの導入支援として3分の1の補助があるが、条件がいくつかあるので注意を要する。2019年度二酸化

炭素排出抑制対策事業費等補助金では、低炭素型ディーゼルトラックの導入（購入またはリース）で補助金申請できる。詳細は一般財団法人環境優良車普及機構 低炭素型ディーゼル車等普及事業執行グループへ。

令和元年度陸上貨物運送事業労働災害防止講習会

日 時：令和元年7月26日(金) 午後1時30分～午後4時

場 所：田原本青垣生涯学習センター

参加者：桜井労働基準監督署（佐藤氏、澤田氏）、奈良働き方改革推進支援センター（北場氏、安岡氏）、萩原田原本支部長、田原本支部員（15名）

奈良県トラック協会田原本支部が桜井労働基準監督署と共催で労働災害防止講習会を開催しました。

初めに、萩原支部長より、「働き方改革関連法が成立し、我々運送事業者も一つ一つ勉強する必要がある。本日のセミナーを機に、トラック運転手の労働時間管理、働き方改革の進め方について検討し、時代に則った先進的な経営ができるように皆様と共に進んでいきたいと思います。」と挨拶がありました。

第一部では、桜井労働基準監督署 監督・安衛課長 佐藤敏之 氏より「トラック運転者の労働時間、改善基準について」をテーマに、第13次労働災害防止計画、改善基準告示のポイント等について説明があり、奈良働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 北場好美 氏からは、「人財不足と働き方改革～法改正の背景と今後について～」をテーマに、働き方改革関連法の概要、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日取得義務について、少子高齢化の進行に伴う空前の人手不足対策として、社員を辞めさせない取組や、高齢者、女性、障害者を積極的に雇用する必要がある等の説明がありました。

第二部では、参加事業者の「運送事業のリスク管理」をテーマに、安全管理（労働災害防止、荷主対策等）、労務管理（荷重労働、残業代未払い、人材不足等）及びわが社の取組事例等について意見交換し、セミナーは終了しました。



▲萩原支部長



▲セミナーの様子



▲意見交換の様子

労働基準法において、労働者は、雇入れの日から6ヵ月継続して雇われている、全労働日の8割以上出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができる。

6ヵ月継続勤務で10日付与

そのうちの5日については、使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時期を指定し年5日取得させる必要がある。

注意：就業規則に定める休日を有給休暇にできない。

パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対しても付与する必要がある。

例：週の所定労働日数が4日の場合は3年6ヵ月、3日の場合は5年6ヵ月継続すると必要となる。

労働時間把握の客観的把握

時間外労働の協定

法律上、残業時間の上限がなかったが、改正により法律で残業時間の上限を定められた。

原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情があつて、労使が合意する場合でも年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることができない。

自動車運転の業務については、2024年から規制が適用され上限年960時間となり、一般則の適用については、引き続き検討する。

背景

今後求められる課題

人材不足への対応

少子高齢化が進み、今後100年間で100年前の水準に戻っていく。この変化は千年単位で見ても類を見ない、極めて急激な減少。

2004年にピーク1億2,784万人で高齢化率19.6%であったが、2050年には9,515万人、2100年には中位推計で4,771万人高齢化率は40.6%になる。

初職の離職理由において最も多いのが、人間関係が良くなかった、次に労働条件が良くなかったとなっている。

労働条件については、社員への説明が重要となる。

労働相談の推移を見ると、全国で年間110万件前後、1日4,400件の相談がある。

社員の現状（育児、介護、病気等）を把握し、対応する必要がある。

4 質疑応答

第2部

1 意見交換会、相談会

テーマ「運送事業のリスク管理」

- ①安全管理について（労働災害防止、荷主対策など）
- ②労務管理について（荷重労働、残業代未払い、人材不足など）
- ③その他（わが社の取組事例、困っていること）

2 各種案内

令和元年度 労務管理セミナー

日時：令和元年7月29日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加：39社 50名

他人事ではない働き方改革

セミナーでは働き方改革関連法の施行による労働時間法制の見直しや年次有給休暇の時季指定について改正のポイントを説明。また産業医の権限の強化についての解説もありました。主な内容は以下の通りです。



働き方改革推進法における労働時間法制の見直しについて

講師：特定社会保険労務士 北潟秀晴氏



▲北潟秀晴氏

今までも時間外労働や休日労働をさせるためには36協定の締結が必要であったが罰則規定はなかった。中小企業に対しても

2020年4月から時間外労働の上限を法律により罰則付きで規制する。自動車の運転業務については、施行後5年間は、現行制度を適用するが、猶予期間が過ぎたあとは、年960時間（月平均80時間）が上限となる。1ヶ月あたり20時間程度減らさないといけない。36協定の締結に際しても法改正に合わせて協定届の様式が変更されているがあるので、記載には注意を要する。

有給休暇の取得は就業規則への絶対的記載事項になっており、1年に10日以上、有給休暇の取得ができる労働者へは5日の時季指定による有給休暇の取得が義務付けられている。違反の場合、労働者1人につき30万円の罰金が科されることがある。時間外労働等改善助成金には勤務時間インターバル導入コースというものもあるので活用するのもいい。

産業医・産業保健機能の強化等について

講師：奈良産業保健総合支援センター 保健師 上坂聖美氏



▲上坂聖美氏

「働き方改革」関連の法律のなかで労働時間の上限規制が設けられ、年次有給休暇の取得を義務化、労働時間の把握義務の強化などに加えて産業医の機能

や権限を強化し、産業医の勧告に関する体制が整備されることになった。具体的には産業医が効果的に活動するため以下の3点について情報提供を事業者に義務付けた。①健康診断、長時間労働者の面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導の実施後、講じた措置や講じようとする措置の内容。②長時間労働者の氏名、超過時間。③労働者の健康管理等を行うために必要と認める業務に関する情報。②と③は概ね求められたら2週

間以内に、①は1か月以内に産業医に対して提供しないといけない。また事業者に対して意見を述べることや健康管理等に必要情報を労働者から収集すること、緊急の必要がある場合に労働者への必要な措置の指示すること等、省令で事業者が産業医に付与すべき権限を示している。事業主は労働者の労働時間の状況を把握し、管理簿をつくって有給休暇の取得状況も把握しないといけない。

避難情報は5段階で発令されます

日：令和元年7月4日(木) 午前

場所：奈良県総務部 知事公室 防災統括室

公益社団法人奈良県トラック協会 理事 西川直利 災害時緊急対策委員長は、杉中泰則奈良県危機管理監に、土砂災害等の避難勧告等の避難情報が理解しやすいものに改められたリーフレットを寄贈しました。

杉中危機管理監からは「新しい避難情報が数字で示され、時宜を得たものと思います。有効に活用します。」と挨拶がありました。



災害対策啓発冊子を寄贈

十津川村役場

日：令和元年7月29日(月)

災害対策啓発の冊子「避難情報は5段階で発令されます」を十津川村役場へ届けました。更谷慈禧村長は「全世帯に配布します。」と話をされました。



▲写真左から2人目が更谷村長



横断歩道は歩行者優先

日：令和元年8月2日(金)

場所：奈良県警察本部

公益社団法人奈良県トラック協会は、「横断歩道は歩行者優先」という交通ルールを実践する事業所団体として、交通安全マグネットを奈良県警察本部交通部に届けました。

トラックドライバーが運転席に乗車するとき、この標語を見て「輸送の安全」を再度確認することを目的に、車体部分に取り付けることにしています。



横断歩行者保護宣言の証・交付式

日：令和元年8月8日(木)

場所：奈良警察署 5階会議室

奈良県トラック協会ダンプ部会（山口 滋部会長）では、部会員の総意を得て、各事業所ごとに横断中の歩行者の安全を守るため、「横断歩行者保護宣言事業所」としての申請を行っています。

同部会の副部会長を務める北浦久志氏が「株式会社 キタウラ」として、奈良警察署で「横断歩行者保護宣言」を行い、中岡伸一奈良警察署長から「横断歩行者保護宣言事業所の証」の交付を受けました。



▲写真中央の中岡伸一奈良警察署長から「証」を受領する北浦副部会長
写真左は、竹中史郎奈良地区安全運転管理者協会会長



「横断歩行者保護宣言事業所」申込

日：令和元年8月9日(金) 午後

場所：奈良県 郡山警察署

奈良県トラック協会の中秀夫副会長（郡山支部）は、奈良県警察本部が募集している横断歩行者の安全確保に取り組む事業所の申込書を郡山警察署に届け、松本昌二署長が申込書を受け取りました。

中副会長は「運転者は、横断歩道は歩行者優先のルールを実践することにより、歩行者が被害者となる交通事故も減るのではと思い申し込みました。」、松本署長は「多くのトラック運送事業者から横断歩道者保護宣言事業所の申し込みをいただいた。交通事故のない社会をつくるためには、運転者と歩行者の両方の安全行動の実践が必要です。」と話をされました。



令和元年度(第6回)フォークリフト運転競技大会

日：令和元年8月3日(土)

場所：奈良県トラック会館

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部（支部長 塚本哲夫）は、遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、職場における安全作業の確立と労働災害防止を目的として、フォークリフト運転競技大会を開催しました。

競技種目は、学科、点検及び運転の3種目としました。

点検競技では、フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を競技者に発見させ、その都度、不具合状態を審査員に報告させる方法で、制限時間を5分として行いました。





優勝した、西濃運輸（株）奈良支店 前坂雄一郎氏は、9月29日（日）に埼玉県トラック総合教育センターで開催される「第34回全国フォークリフト運転競技大会」に参加予定。

公明党 山本かなえ参議院議員、熊野せいし参議院議員来訪

日：令和元年8月19日(月)

場所：奈良県トラック会館

公明党の山本かなえ参議院議員と熊野せいし参議院議員、公明党奈良県本部の岡史朗代表が協会を訪問され、塚本哲夫会長が、交付金で行っている事故防止・交通安全対策事業や災害対策啓発事業について報告し、山本参議院議員とはトラック業界の人手不足、働き方改革における労働時間の改善等について意見交換を行いました。



第106回 トラック運送業界の景況感（速報）

第106回

トラック運送業界の景況感（速報）

平成31年4月～令和元年6月期

平成31年4月～令和元年6月期の業況判断指数（日銀短観6月調査）は、大企業・製造業では米中貿易摩擦の激化、世界経済の減速懸念等を受け、前回調査比5ポイント低下するなど悪化に歯止めがかからない状況にある。

こうしたなかトラック運送業の景況感は、運賃・料金の水準は堅調に推移したものの、輸送数量減少等の影響を受け、輸送効率、営業収入等が悪化したことから、営業利益、経常損益ともに一段と悪化した。その結果、業界の景況感は▲30.3となり、前回（▲18.1）から12.2ポイント悪化した。

なお、今後の見通しは、輸送数量の減少、コスト面では人件費上昇、燃料コスト負担増等が継続し、経常利益を押下げる見込みから、▲38.1（今回▲30.3）と7.8ポイント悪化する見込みである。

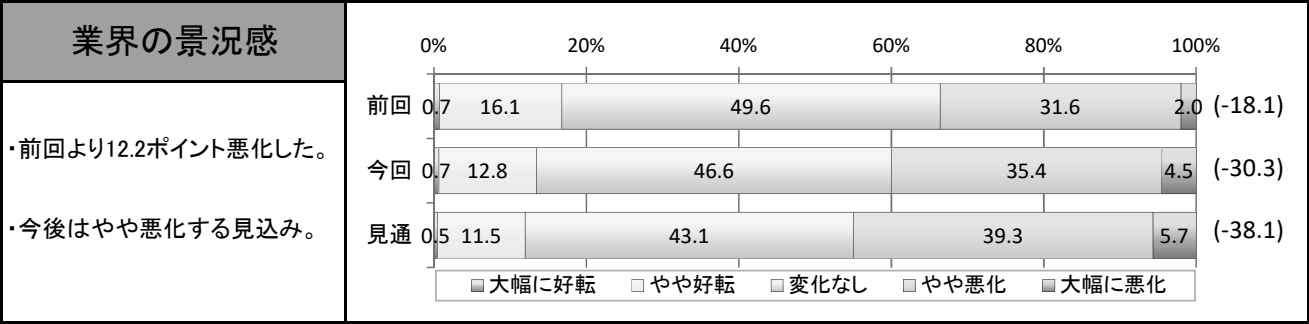
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

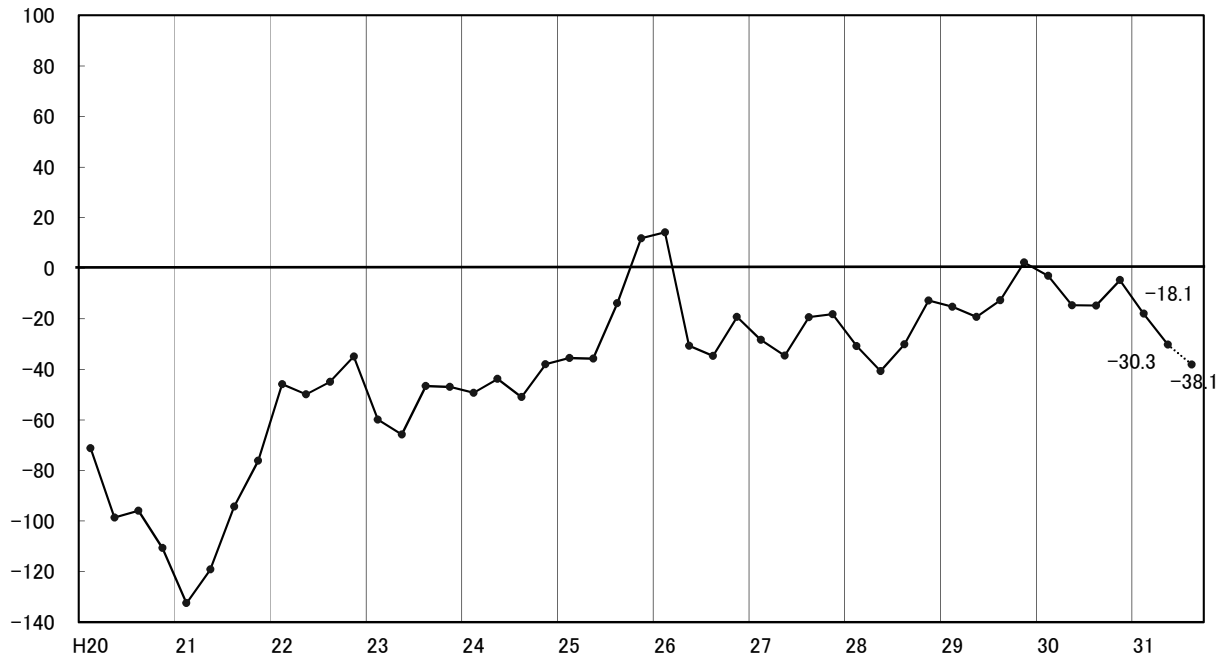
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感:今回(平成31年4月～令和元年6月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・ 業界の景況感は、「好転」とした事業者は13.5% (前回16.8%)、「悪化」とした事業者は39.9% (前回33.6%)で、判断指標は▲30.3となり、前回(▲18.1)から12.2ポイント悪化した。
今後の見通し	・ 業界の景況感の今後の見通しは、▲38.1(今回▲30.3)と7.8ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(H31.1月～3月期)の状況、中段は今回(H31.4月～R1.6月期)の状況、下段は今後(R1.7月～9月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数)=a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標={(+2×a1)+(1×a2)+(0×a3)+(-1×a4)+(-2×a5)}÷A×100

2 共通の概況①: 今回(平成31年4月～令和元年6月期)の状況と今後の見通し

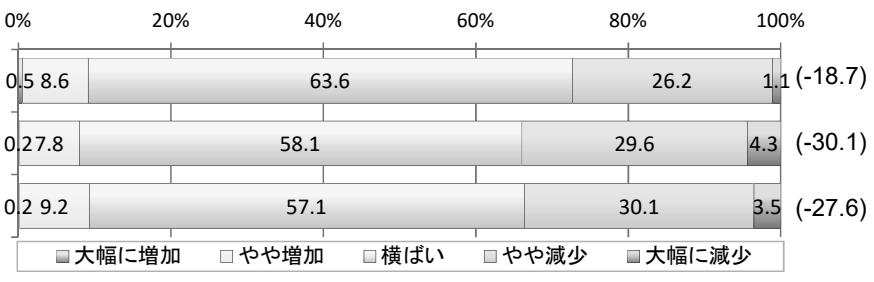
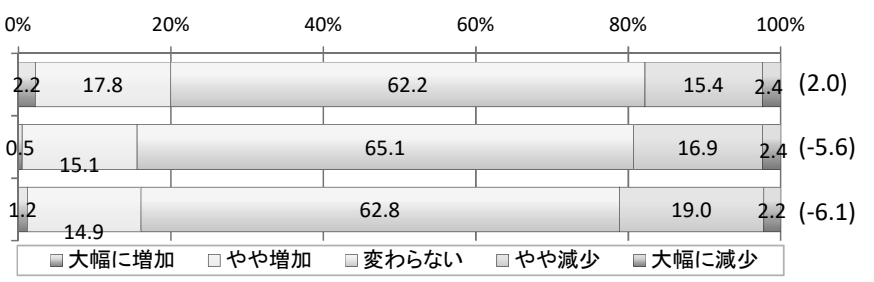
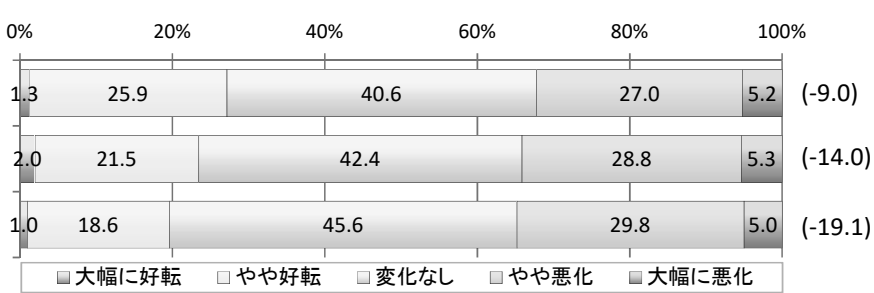
今回の状況	・実働率は▲14.5(前回▲4.9)と9.6ポイント悪化、実車率は▲14.5(前回▲4.7)と9.8ポイント悪化し、前回と比較して輸送効率は一段と悪化した。 ・採用状況は▲4.3(前回▲4.3)と横ばいで、雇用状況(労働力の不足感)は91.2(前回90.8)と0.4ポイント上昇した。
今後の見通し	・実働率は▲15.0(今回▲14.5)と0.5ポイント悪化、実車率は▲15.5(今回▲14.5)と1.0ポイント悪化するなど輸送効率は悪化する見込みである。 ・採用状況は▲11.6(今回▲4.3)と7.3ポイント悪化することから、雇用状況(労働力の不足感)は97.8(今回91.2)と6.6ポイント上昇し、労働力の不足感は強まる見込みである。



(注4) 雇用状況については、上段は前回(H31.1月～3月期)の状況、中段は今回(H31.4月～R1.6月期)の状況、下段は今後(R1.7月～9月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(平成31年4月～令和元年6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 輸送数量の減少(マイナス圏内)から、所定外労働時間は▲30.1(前回▲18.7)と11.4ポイント減少し、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲5.6(前回2.0)と7.6ポイント減少した。 - 経常損益は▲14.0(前回▲9.0)と5.0ポイント悪化した。
今後の見通し	- 所定外労働時間は▲27.6(今回▲30.1)と2.5ポイント増加する見込みであり、貨物の再委託は▲6.1(今回▲5.6)と0.5ポイント減少する見込みである。 - 経常損益は▲19.1(今回▲14.0)と5.1ポイント悪化し、経常損益の水準は一段と落ち込む見込みである。

所定外労働時間	
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	
経常損益	

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第106回調査は、令和元年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和元年7月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
82	575	601

※一部回答事業者の重複あり

軽油価格調査集計表(2019年6月)

令和元年7月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2019年6月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	105.92	95.36	104.00

2019年6月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	100.70	94.40	106.38
出光	107.00	98.01	101.32
昭和シェル	124.00	95.97	99.80
エクソンモービル			
キグナス		99.50	
コスモ	111.00	94.54	107.75
その他	98.98	95.21	103.11

2019年6月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	106.54	95.28	105.06
30～50キロリットル未満	104.03	95.37	97.13
50～100キロリットル未満		96.23	100.43
100キロリットル以上			

2019年6月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	113.50	94.21	104.19
30～60日未満	103.39	95.43	103.18
60日以上		98.28	115.00

軽油価格推移表

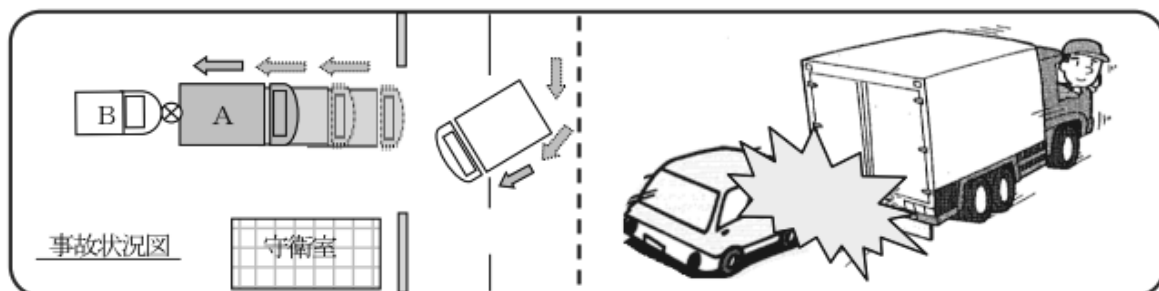
地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年2月	103.30	94.27	101.38
2019年3月	104.20	96.66	104.12
2019年4月	106.81	99.63	106.88
2019年5月	105.66	100.23	108.52
2019年6月	105.92	95.36	104.00

※消費税抜きの価格となります。

安全情報

“慌てて後退”衝突



— 事故の状況 —

Aは構内から出ようとした際、入門しようとしている車両を認め、進路を譲ろうと後退したところ、後方で停車中の普通乗用車Bに衝突した。

— 運転者の話 —

入門しようとしている車両が見えて、慌てて進路を譲ろうとし、後方の確認をおろそかにし、後退してB車に衝突してしまいました。

— 事故の結果および賠償額の内容 —

1. B	フロント部損傷	
2. 解決方法	示談	
3. 対物賠償総額	77万円	
	修理費	65万円
	代車費	12万円

— まとめ —

この事故の原因は、入門してきた車両に注意力が偏り、十分な後方確認を怠り、慌てて後退したことです。

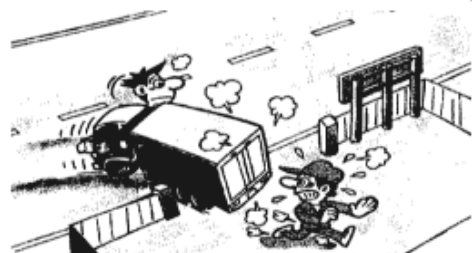
すぐに後退するのではなく、一呼吸おいて後方を確認しながら後退しましょう。

— コメンタリー運転で事故防止 —

「後方よし」「前方よし」と呼称して、自分に言い聞かせながら周囲をチェックしましょう。

後退時の事故防止ポイント

- ・降車して自分の目で安全確認をしましょう。
- ・後退時は慌てずに、人がゆっくり歩く程度のスピードで後退しましょう。
- ・「だろう」ではなく「かもしれない」という意識を持ちましょう。



「構内事故の防止」
（「だろう運転」の防止）

“安全運転推進スローガン”

バックする
後ろの死角
降りて確認

事故対からのお知らせ

ナスバ NASVA（自動車事故対策機構）が実施する

適性診断等の手数料改定のお知らせ

日頃より、NASVA（自動車事故対策機構）にて実施しております運転適性診断及び運行管理者等指導講習等について、皆様に広くご活用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税改定に伴い、NASVAが実施する適性診断等の業務に関する各種手数料の見直しを行い、**2019年10月1日**より下記のとおり改定することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、主な改定は下記のとおりとなりますが、その他の改定等についてはNASVAのホームページ（「ナスバ 手数料改定」で検索）をご参照下さい。

適性診断関係

①適性診断手数料

適性診断の種類	手数料の額（新）	手数料の額（旧）
初任診断（※ 助成対象）	4,800 円	4,700 円
適齢診断（※ 助成対象）	4,800 円	4,700 円
特定診断Ⅰ	9,300 円	9,100 円
特定診断Ⅱ	29,900 円	29,300 円
一般診断（※ 助成対象）	2,400 円	2,300 円
カウンセリング付一般診断	4,800 円	4,700 円
特別診断	10,300 円	10,100 円

②適性診断受診証明書及び適性診断票の謄本の発行手数料

項目	手数料の額（新）	手数料の額（旧）
適性診断受診証明書	300 円	100 円
適性診断票の謄本	400 円	100 円

指導講習関係

①指導講習手数料

指導講習の種類	手数料の額（新）	手数料の額（旧）
基礎講習（※ 一部助成対象）	8,900 円	8,700 円
一般講習（※ 助成対象）	3,200 円	3,100 円
特別講習	17,900 円	17,500 円

②講習手帳再交付手数料

項目	手数料の額（新）	手数料の額（旧）
講習手帳再交付	500 円	300 円

※適性診断の「初任診断」「適齢診断」「一般診断」及び指導講習の「基礎講習（一部）」「一般講習」については奈良県トラック協会の方には手数料の助成を受けることができます。
詳しくは、奈良県トラック協会様のホームページで交付要領等ご確認ください。

〔お問い合わせ先〕 NASVA（(独)自動車事故対策機構）奈良支所
住所 奈良市三条本町 9-21 JR奈良伝宝ビル6F TEL 0742-32-5671

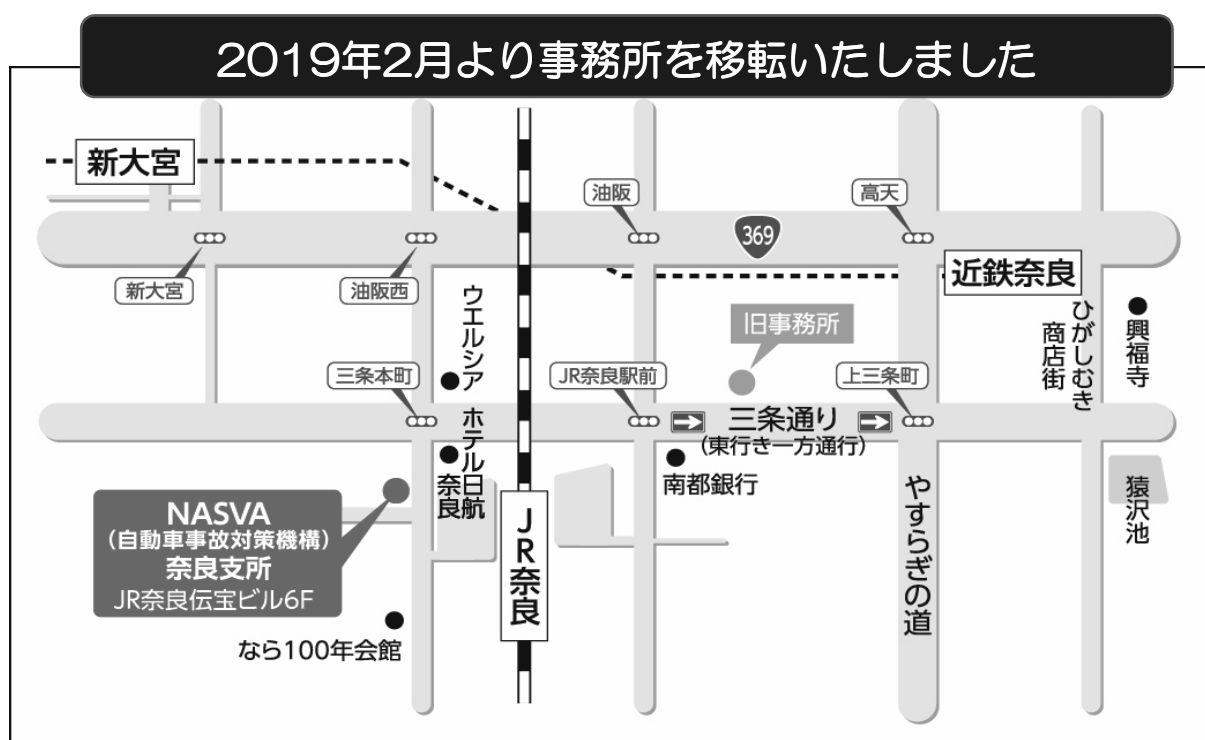
適性診断、受診していますか？

適性診断は、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行っています。また、国土交通省令により、特定の運転者（初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者）の方は、国土交通大臣の認定した適性診断を受けることが義務付けられています。

（旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条第2項）

- ・ 運行管理者の90%以上が、定期的な受診が「効果がある」と回答（NASVA調べ）
- ・ ナスバネット契約事業者になっていただくと、自社で24時間、一般診断の受診が可能！

※必要スペックを満たすPC等を手配していただく必要があります。まずは気軽に問い合わせ下さい。



NASVA（自動車事故対策機構）奈良支所 0742-32-5671
ネット予約なら24時間受付！空き状況の確認也容易！電話予約より予約開始が1ヶ月早い！
 ※ご希望される場合はIDを付与しますので、その旨、お申し付けください。

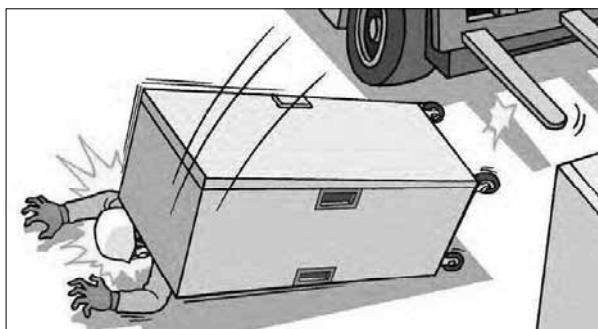
3

フォークリフト 使用時における 死亡災害

フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例
1

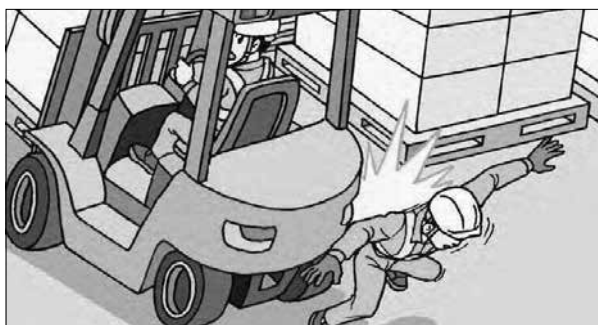
フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者が コールドロールボックスパレットの下敷きに（死亡災害）



オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

事例
2

歩行者立入禁止エリアにいた被災者が フォークリフトと接触（死亡災害）

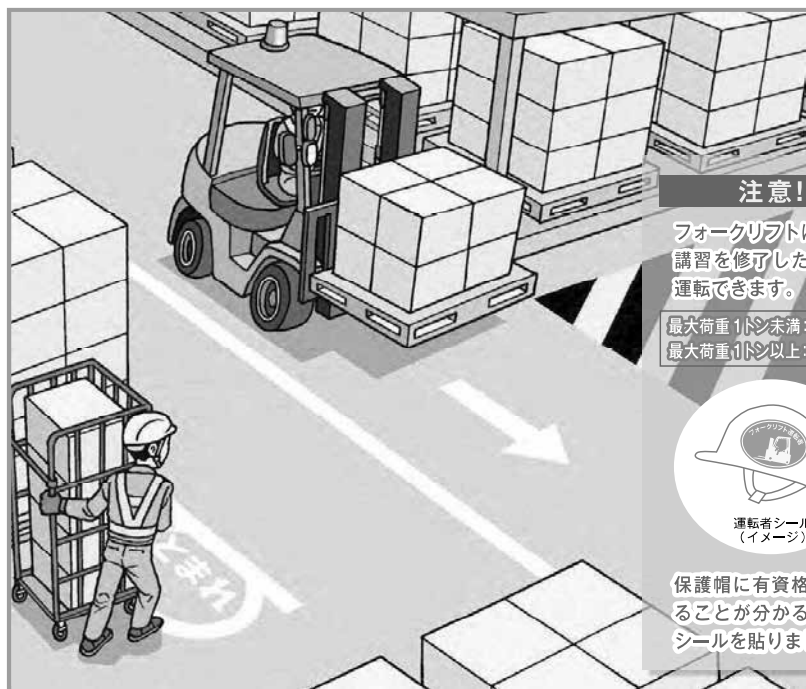


コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひとことアドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



人事のお知らせ

令和元年8月1日付

昇 任

業務課係長 棚上 太郎（業務課主任）



トラック協会・陸災防奈良県支部

9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	水	13:30～	交差点事故防止マニュアル活用セミナー	奈良県トラック会館
7	土	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
8	日	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
14	土	8:30～	小型移動式クレーン運転技能講習会【実技】	奈良県トラック会館
17	火	13:30～	指導・監督者育成講習会	奈良県トラック会館
29	日		「トラックの日」PR活動	近鉄奈良駅行基広場前

10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	水		第24回全国トラック運送事業者大会	幕張メッセ(千葉県)
6	日	8:00～	移動健康診断	奈良県トラック会館
7	月	10:00～	第33回奈良県適正化事業実施機関評議委員会	奈良県トラック会館
11	金	13:00～	第48回奈良県産業安全衛生大会	かしはら万葉ホール
15	火	10:00～	2019年度引越講習会（基本講習）	奈良県トラック会館
16	水	10:00～	2019年度引越講習会（管理者講習）	奈良県トラック会館
20	日	8:00～	移動健康診断	奈良県トラック会館
23	水	10:00～	第9回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会	奈良県トラック会館
24	木	10:00～	令和元年度原価計算活用セミナー	奈良県トラック会館
26	土	9:00～	第51回全国トラックドライバー・コンテスト（～27日）	安全運転中央研修所
29	火	13:30～	人材確保セミナー	奈良県トラック会館

K I T 事業の案内

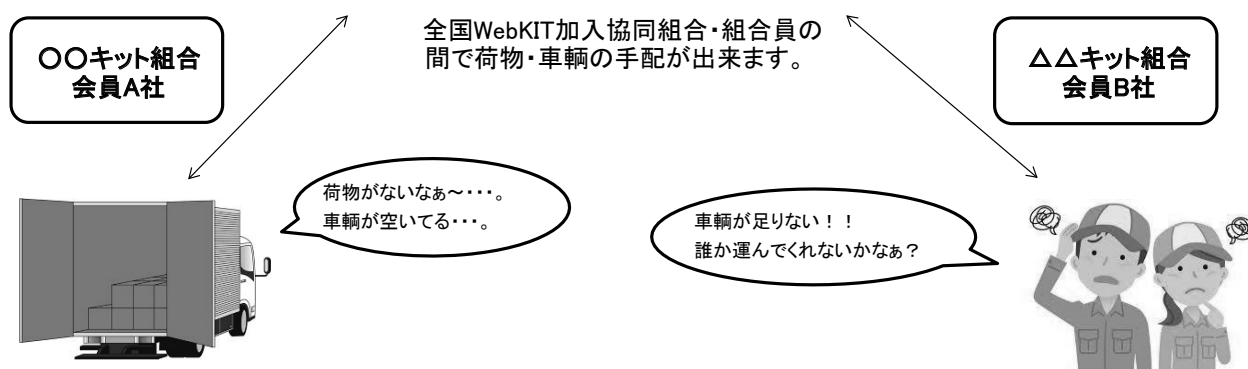
Kyodo Information of Transport

K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内

キット K ・ I ・ T

奈良県キット事業協同組合は平成12年6月から事業を開始しております。

キット事業とは、インターネット上にて、荷物及び車両を検索し、条件が合えば成約する事業で、空車を無くし、実車率を高める情報サイトです。



*** 運賃の集金は組合精算ですので安心です。**

*** 運賃の支払いは45日サイトです。**

☆輸送

運賃＜実例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリースト 軽油価格

令和元年	6月	7月
軽油	101円	101円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2019年1月現在)

*** 軽油・尿素的支払いは50日サイトです。**

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103

奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

2019年度実施状況		
実施目標件数	実施件数	実施率
220件	110件	50.0%

2019年7月実施状況			
計画件数	実施件数	実施率	巡回延出動台(日)数
34件	30件	88.2%	16台

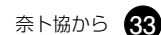
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。		30	1	3.3%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。		30	3	10.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。		30	1	3.3%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。		30	1	3.3%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。		30	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)		19	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。		30	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。		30	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。		16	1	6.3%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。		1	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。		30	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。		30	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)		19	4	21.1%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。		30	2	6.7%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。		30	1	3.3%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。		29	6	20.7%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。		30	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。		30	6	20.0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。☆		30	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。		30	5	16.7%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。		30	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆		26	1	3.8%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。		8	1	12.5%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。		30	5	16.7%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。		22	8	36.4%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。		22	7	31.8%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。		30	1	3.3%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。		30	1	3.3%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。		30	6	20.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。		30	1	3.3%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。		30	10	33.3%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。		20	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。		29	2	6.9%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)		29	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。		30	8	26.7%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。		29	4	13.8%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。		30	4	13.3%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。		30	8	26.7%
指導件数合計			1019	98	9.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	10(1)件	6(2)件	11(4)件	1件	1(1)件	件	29(8)件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	1件	件	件	件	件	件	1件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	11(1)件	6(2)件	11(4)件	1件	1(1)件	件	30(8)件

※ () は会員外の件数です

自動車学校（全指連）参照



トラックの構造上の特性

トラックの 構造上の特性

本章では、トラックの構造とその特性、また特性に応じた安全運行上の留意点などについて整理しています。

指導においては、トラックの構造や特性に応じた運転が必要であること、各車両の留意点について説明するとともに、トラックの特性がどのような事故につながるのかなどを具体的に示すことが大切です。

➡【指針第1章 2-(3)】

1. トラックの特性に合わせた運転

指導のねらい

トラックの重量、車高、車長、車幅などの特徴から、死角やスピードなどへの影響があることを確認させ、特性に合わせた運転をすることが必要であることを指導しましょう。

(1) トラックの「車高」に合わせた運転



ポイント

「車高が高い」という特徴は、視点、重心などが高くなることに伴う以下のような特性があることを説明しましょう。

- 車間距離を長く感じ、知らず知らずのうちに車間距離をつめ、追突を起こす。
- 重心が高いため、横転が起きやすい。
- 車高が高いため、周辺への接触を起こしやすい。

【解 説】

① トラックの車高の特徴

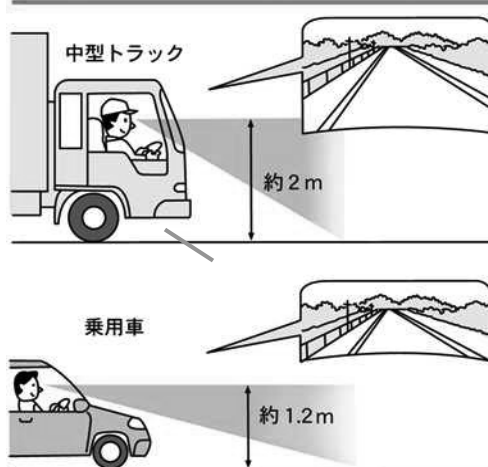
トラックは、車高が高いために、視界が広く見えますが、重心が高い、接触が多いなどの特徴を十分理解する必要があります。

○視点が高く、手前の路面もよく見えるが、車間距離が長く感じ、知らず知らずのうちに車間距離をつめてしまい、追突事故の要因となる。

○重心も高いため、不安定で横転する確率も高い。

○車高の高さによる事故として、看板などへの接触や衝突を起こすことが多い。

運転席の高さと視界との関係



追突事故を防止する運転



② 車高の違い

運転者は、空車の場合と実車の場合の車高の違いを把握する必要があります。

○積載物が車高を上回る場合（右図）

積載物を含めた車高を意識しないまま、誤って高所に衝突する可能性があるとの注意を呼び掛けましょう。あらかじめ積載物の高さを認識し積載計画を立て、最終的な車高をしっかりと把握することが必要です。

○積載物が車高を上回らない場合（車体が沈む）

積載時には車体が沈み通り抜けられた場合でも、空車になった場合には、通り抜けられるとは限らず、十分に注意を呼び掛ける必要があります。



③ 高重心の貨物積載時の横転リスク

トラックは車高が高いため、重心も高くなっています。さらに、フル積載時や工作機械等の運搬時には、通常より重心が高くなることもあります。

そのようなトラックは、車両重量も増加し、カーブ走行時等はより強い遠心力が働き、かつ、重心が高いことによって走行が不安定となることから、横転する危険性が高くなります。よって、十分に減速した上でカーブに進入する、積載物による車両の運動性能を考慮したブレーキ・ハンドル操作を行う等、特性を認識した運転が必要であることを運転者に指導しましょう。

(2) トラックの「車長」に合わせた運転



ポイント

「車長が長い」ため、内輪差が大きくなる特性があることを説明しましょう。

○左折時に左側方の自転車、二輪車・原付、歩行者などを巻き込みやすい。

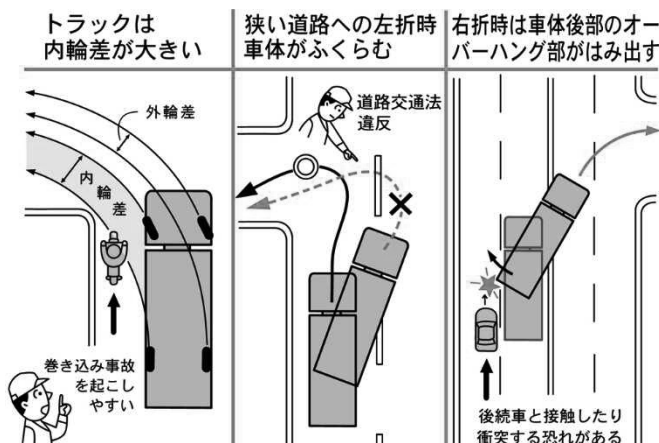
○左折時に車体がふくらむ。

○右折時には車体後部のオーバーハング部がはみ出す。

【解 説】

車長が長いトラックは、内輪差が大きい、曲がるときに車体がふくらんだり、オーバーハング部がはみ出すなどの特徴を説明することで、運転者の十分な理解を促しましょう。

○内輪差が大きく、左折時に左側方の二輪車等や歩行者を巻き込んでしまう危険があります。



○狭い道路への左折時には、内輪差が大きいため、車体がふくらみ、センターラインをはみ出して左折するケースが多く危険です。

○右折時に車体後部のオーバーハング部がはみ出すため、車体後部が後続車に接触することがあり、事故の要因となります。

(3) トラックの「車幅」に合わせた運転



ポイント

「車幅が広い」ため、接触やはみ出しの危険性があることを説明しましょう。

○狭い道路での対向車とのすれ違いで接触しやすい。

○カーブ等での対向車線へのはみ出しで衝突を起こしかねない。

【解 説】

車幅が広いトラックは、接触事故やカーブにおけるはみ出しの危険性があり、こうした特徴を十分説明しましょう。

○狭い道路ですれ違う際には、広い車幅が接触事故を招きかねません。

○カーブで道路幅が狭い際には、車幅の広いトラックはセンターラインをはみ出してしまっておそれがあり、対向車との衝突事故にもつながりかねません。

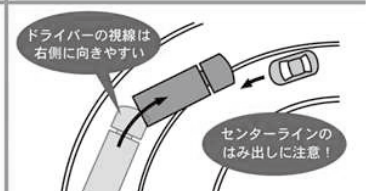
狭い道路での対向車とのすれ違い

トラックの車幅は
2.2m~2.5mで乗用車の約1.3倍



狭い道路でのすれ違いの際は、
徐行や一時停止を行い、安全を確認する

カーブ等での対向車線へのはみ出し



(4) トラックの「死角」



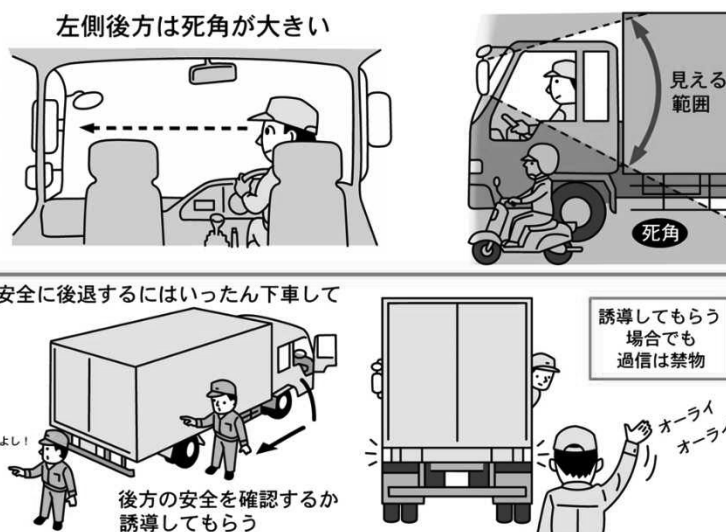
ポイント

- 「死角が大きい」ため、後退時などは特に注意する必要があることを指導しましょう。
- 左側後方は死角が大きく、バンボディなどの後方はほとんど見えない。
- 後退時には、一旦下車して安全確認が必要。

【解 説】

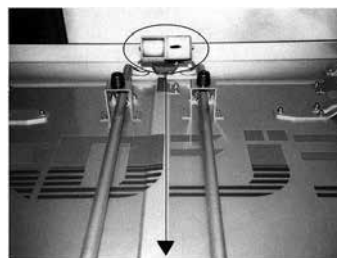
トラックは、車体の大きさ、バンボディなどの車両特性から、死角が大きいという特徴があることを解説しましょう。

- 左側後方の死角が大きく、特に、左側方から左後方にかけてはミラーに写る範囲以外はほとんど死角となっています。
- バンボディのトラックなどは、後方はほとんど死角となっており、後退時の事故の要因となっているため、一旦下車して後方の安全を確認するか、誘導してもらうことが必要です。



バックアイカメラ

後方の死角が大きい大型トラックには、バックアイカメラは、死角を大きく減少させることとなりますが、バックアイカメラにも限界があり、バックアイカメラを使用しているからといって、過信は禁物です。



バックアイカメラ



衝突被害軽減ブレーキなどの安全に配慮した先進安全自動車については、以下をご参照ください。

■国土交通省自動車総合安全情報 (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O1asv/index.html>) より掲載。

奈良県警察本部からのお知らせ

1 令和元年の県内交通事故発生状況

8月15日現在

区 分	令和元年	平成30年	増減数	備 考
総件数	24,986 件	26,834 件	-1,848 件	1日に約 110 件
人身事故件数	2,080 件	2,532 件	-452 件	1日に約 9 件
死者数	18 人	19 人	-1 人	約 13日に 1人
負傷者数	2,600 人	3,150 人	-550 人	1日に約 11 人
物損事故件数	22,906 件	24,302 件	-1,396 件	1日に約 101 件

(データは概数)

2 交通死亡事故の特徴

8月15日現在、県内の交通事故死者数は、**18人**です。

交通事故類型では、
人対車両 4件
車両相互 7件
車両単独 7件

年齢層別では、
高齢者 9人
壮年 8人
青年 1人
少年 0人
子供 0人



高齢者が亡くられる事故が多い傾向となっています。

状態別では、
歩行者 4人
自転車 2人
四輪車 6人
二輪車 3人
原付車 3人

※ 子供=15歳以下・少年=16～19歳・青年=20～24歳・壮年=25～64歳・高齢=65歳以上

3 横断歩行者保護宣言事業所を募集しています

あなたの事業所も「横断歩行者保護宣言事業所」に
加盟し「交通事故のないやすらぎの大和路づくり」を
目指しましょう！

交通安全010

【横断歩行者保護 宣言事業所とは】

県内の事業所で全社員が横断歩行者の安全確保に取り組む事業所として、内外に「横断歩行者保護宣言」を行い、横断歩行者の安全確保に向けた行動を実践する事業所を言います。

「横断歩行者保護宣言事業所」には、「横断歩行者保護宣言事業所の証(あかし)」を交付し、事業所内に掲示する等して社員等に「横断歩行者保護」を実践していただきます。

横断歩行者保護宣言事業所の証

株式会社〇〇〇〇奈良事業所

貴事業所を「横断歩道における歩行者優先」の交通ルールを実践する横断歩行者保護宣言事業所であることを証します。



令和元年〇月〇日

奈良県警察本部

印

災害対策啓発冊子を寄贈

五條市自治連合会館

日：令和元年8月23日(金)

災害対策啓発のための冊子「避難情報は5段階で発令されます」を五條市に届けました。

全世帯への配布は、約1ヶ月前の7月22日から五條市自治連合会のご協力により、各戸へ配布をしていただきました。

また、今回から学校教育を通じて冊子を活用することになりました。



写真右から久保雅彦危機管理課長、尾崎和弘学校教育課長、櫻本茂樹地域政策課長、トラック協会理事・丸山泰登美五條支部長



トラック奈良 2019 年 9 月 第 305 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

**荷役5大災害の防止対策
を徹底しましょう！**

- ①荷台等からの墜落・転落
- ②荷台等での荷崩れ
- ③フォークリフト使用時
- ④トラックの無人暴走
- ⑤トラック後退時